

●香川県議会告示第2号

香川県議会政務調査費交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年5月28日

香川県議会議長 篠原公七

香川県議会政務調査費交付規程の一部を改正する規程

香川県議会政務調査費交付規程（平成20年香川県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収支報告書及び領収書等の写しの提出) 第5条 略</p> <p><u>(収支報告書等の修正)</u> 第6条 議員は、<u>条例第8条第1項の規定により提出した収支報告書又は領収書等の写しの記載事項等の修正をしようとするときは、収支報告書等修正届（様式第5号）を議長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 議長は、前項の規定により提出された収支報告書等修正届の写しを知事に送付するものとする。</u></p> <p>(収支報告書等の閲覧) 第7条 略 2 収支報告書等の閲覧を請求しようとする者は、<u>閲覧請求書（様式第6号）</u>を議長に提出しなければならない。 3～6 略</p> <p>第8条 略</p> <p>様式第4号（第5条関係） 略</p>	<p>(収支報告書及び領収書等の写しの提出) 第5条 略</p> <p>(収支報告書等の閲覧) 第6条 略 2 収支報告書等の閲覧を請求しようとする者は、<u>閲覧請求書（様式第5号）</u>を議長に提出しなければならない。 3～6 略</p> <p>第7条 略</p> <p>様式第4号（第5条関係） 略</p>

収支報告書等修正届

年 月 日

香川県会議長 殿

議員名 ㊦

香川県議会議務調査費交付条例第8条第1項の規定により、年 月 日付  
けで提出した収支報告書(年度政務調査費収支報告)等について、次のとおり修  
正します。

1 修正理由

2 修正書類(該当する番号に○印を付けてください。)

- (1) 収支報告書 (2) 領収書その他の支出証拠書類の写し

3 修正箇所及びその内容

(1) 収支報告書(該当する箇所に○印を付けてください。)

ア 収入(修正後の収入額 円)

イ 支出(修正項目 )

(修正後の支出合計額 )

ウ 残余(修正後の残余額 )

(2) 領収書その他の支出証拠書類の写し

(修正箇所及びその内容)

4 残余額(該当する番号に○印を付け、(1)の場合は金額を記載してください。)

- (1) 修正の結果生じた新たな残余は、\_\_\_\_\_円であり、返還する。

- (2) 残余なし

注 修正内容について、提出済みの収支報告書等に加除を行い、訂正印を押印の上、添付  
してください。

様式第6号(第7条関係) 略

様式第5号(第6条関係) 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。